

相続時精算課税用

令和6年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

- このチェックシートは、令和6年中に贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。下の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

なお、相続時精算課税は、受贈者が贈与者ごとに適用を受けるかどうか選択することができますが、一度相続時精算課税の適用を受けた場合には、その後、その贈与者からの贈与については、常に相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできませんのでご注意ください。

- 申告期限までに、申告書（基礎控除以下の場合は不要）、相続時精算課税選択届出書及び添付書類の提出がない場合には、相続時精算課税の適用を受けることができません（暦年課税が適用されます。）のでご注意ください。

- 相続時精算課税を適用した贈与財産については、将来、その贈与者が亡くなった時の相続税の計算をする際に、その贈与財産の贈与時の価額（基礎控除後の金額）を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算します。

【住宅取得等のための金銭の贈与を受けた方へ】

住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和39年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和6年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」を使用してください。

住 所 _____ 氏 名 _____
(贈与者の氏名 _____)

※このチェックシートは贈与者ごとに作成してください。

【回答欄】
該当する回答を○
で囲んでください。

1	贈与者は、昭和39年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成18年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ

- 相続時精算課税（「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合には、相続時精算課税選択届出書に次の書類（贈与を受けた日以後に作成されたもの）を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	チェック欄
受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること	☐

(注) 次の場合の提出書類については、国税庁ホームページをご覧ください。

- ① 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合
② 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合

(参考) 不動産を取得された場合には、不動産取得税（地方税）が課税される場合があります。詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。